

竹島＝独島問題ネットニュース、49号

2025.2.16 改訂

竹島＝独島問題研究ネット

<http://www.kr-jp.net/>

記事一覧

- 1.【論文】朴炳渉「明治時代の竹島＝独島に対する太政官指令・宣言に関する日本の研究」
- 2.【論説】池内敏「隣国との領土問題について概説書を書くこと」
- 3.【論説】永島広紀「韓国‘国史’教育の変遷と独島／竹島」
- 4.【動画】趙吉夫・漆崎英之他「最新の研究による竹島＝独島問題」公開
- 5.【集会】「竹島の日」を考え直す会「日韓友好と領土問題」
- 6.【書籍】島根県『第5期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』
 - (1)竹島問題の総括(後篇)(下條正男)
 - (2)SCAPIN-677と外務省作成の英文説明資料について(藤井賢二)
 - (3)戦後日本と竹島問題－中川秀政氏の遺した資料による検討－(藤井賢二)
 - (4)米軍政期～建国初期の韓国における「社会生活科」教育と「竹島／独島」(永島広紀)
 - (5)韓国社会科教育における竹島問題の取扱いについて(藤井賢二)
 - (6)地元新聞記事に記された李ライン拿捕・抑留の状況について(升田優)
 - (7)奥原碧雲旧蔵資料について(升田優)

記事詳細

- 1.【論文】朴炳渉「明治時代の竹島＝独島に対する太政官指令・宣言に関する日本の研究」(日本語)『獨島研究』38, 2025

<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-2506-dajo.pdf>

1877年、太政官は竹嶋(鬱陵島)と外一島である松嶋(竹島＝独島)は日本と無関係と宣言した。この解釈は堀和生によって明らかにされ、長らく研究者に受け入れられてきた。しかし2007年、下條正男が「竹嶋も外一島も鬱陵島を指す」と変説し、塚本孝がこれを支持した。しかし、池内敏は資料分析により堀説が正しいことを示し、塚本の主張を批判した。

その後、島根県竹島問題研究会の関係者が勉強会報告書(2022)にて堀説を否定し、太政官では外一島である松島を鬱陵島であると認識し、これを無関係であると指令したと主張した。これに対し、朴炳渉は勉強会の誤りを指摘し、文部省地図「大日本大学区全図」などを根拠に反論した。さらに、キーになる『磯竹島覚書』は、内務省地

誌課が竹嶋や松嶋(竹島＝独島)が日本領でないという認識で作成したと反論した。また、その地誌課が太政官へ移転したので、この認識は太政官の認識になった。結局、太政官・内務省・島根県の「竹嶋外一島」認識は一致すると反論した。

勉強会が竹嶋外一島を「竹島とも松島とも呼ばれる鬱陵島」と主張する意図は、竹島＝独島は太政官によって日本の版図外にされず、日本領であり続けたとするものであろう。しかし、太政官宣言を収録した先例・法令集の『太政類典』や、内務省の地図帳『大日本国全図』(1883)は、竹島＝独島が日本領でないことを示す重要資料であり、太政官が日本と無関係とした竹嶋外一島は鬱陵島と竹島＝独島を指すことは明白である。

2.【記事】池内敏「隣国との領土問題について概説書を書くこと」『歴史学研究』1058号, 2025

http://www.kr-jp.net/member/ronbun_cl/ikeuchi/ikeuchi2502.pdf (PW必要)

池内敏は、自著『竹島－もうひとつの日韓関係史』を執筆した背景として、竹島問題を偏りなく理解できる概説書が存在しなかったことを挙げる。竹島をめぐる日韓双方の主張は、古文献・地図の解釈から近代の領土編入、戦後処理に至るまで大きく食い違い、しばしば「曲がることのない信念」に基づく議論が横行する。池内は、政府見解や教科書記述が固定化される一方で、歴史学としての厳密な論証が軽視されがちな状況を問題視する。実際、教科書執筆者が政府見解を優先し、研究成果を受け入れなかった例として、「教科書には政府見解を書き込むようにとの強い指導がなされているのです」というエピソードが紹介される。

大学の教養教育で『竹島－もうひとつの日韓関係史』を教材として用いた経験では、学生が史料の読み方や解釈の揺れを体験し、固定観念が揺さぶられる過程が見られた。理系学生からは、歴史学の論証過程が「とても刺激的で毎回わくわくした」との反応もあった。

また、韓国では独島問題への関心が高い一方、論点が特定部分に集中し通史的視点が欠ける傾向がある。他方、日本では関心が低く、政府の「日本固有の領土」という主張が十分検証されないまま受容されている。池内は、日本側の論証の低水準を憂慮し、歴史学の水準を示すためにも実証的な概説書が必要だと述べる。

2000年代以降、インターネットによる史料公開が進み、1877年太政官指令など重要史料が容易に閲覧可能となった。しかし、これを都合よく解釈しようとする人々も現れ、パブリックヒストリーの難しさが露呈している。池内は、概説書の役割を「固定観念や偏見から離れ、主体的に歴史を考えるための助言者」と位置づけ、実証的叙述を次世代に継承する重要性を強調して論を結ぶ。

3.【論説】永島広紀「韓国‘国史’教育の変遷と独島／竹島」

『島嶼研究ジャーナル』14(2), 2025

<https://www.spf.org/islandstudies/jp/global-data/fin14-2-02.pdf>

韓国の歴史教科書における「独島(竹島)」記述が、政治状況や教育制度の変化と密接に連動してきた。1982年の日本の「教科書問題」以前から、韓国側は日本の教科書に強い不満を抱き、在日民団を通じて是正要求を続けていたと指摘する。実際、本文でも「韓国側はそれ以前から日本の歴史教科書…に強い不満を抱いており」と述べられている。

韓国では、戦後の米軍政期に国定教科書が導入され、その後も教育課程の改訂を経て1970年代に朴正熙政権が「民族史観」を掲げたことで、国史教育は国家主導色を強めた。1974年以降の第3次教育課程では国史教科書が国定化され、独島は「固有領土」として扱われるようになった。一方、近年の韓国では「領土問題」の主たる関心が中国の「東北工程」へ移り、独島は「領土紛争」の文脈から外される傾向がある。本文でも「韓国における『領土問題』の視線は、もっぱら中国の…東北工程問題に向けられてきている」と述べられる。

永島は、独島と間島(中国東北部の歴史的係争地)を「定点観測ポイント」として、韓国の歴史教育が国家アイデンティティ形成と密接に結びつき、政治状況に応じて領土認識が変化してきたことを示す。最終的に、韓国の歴史教科書における独島記述は、歴史教育というより国家的ナラティブの反映であると論じている。

4.【動画】趙吉夫・漆崎英之他「最新の研究による竹島＝独島問題」公開

趙吉夫・漆崎英之・竹島＝独島問題研究ネットが3年かけて本格的に制作したDVD動画「最新の研究による竹島＝独島問題」をユーチューブに公開した。

・全体の要約 <https://www.youtube.com/watch?v=RYyxflrsLdc>

・第1章1節「竹島＝独島問題とは？」

<https://www.youtube.com/watch?v=ePbP8C19FgY>

・第1章2節「竹島＝独島領有権の概要」

<https://www.youtube.com/watch?v=m1aNf-4mN98>

・第2章「江戸時代の竹島＝独島」 <https://youtu.be/F2uAITyy8o0>

・第3章「近代の竹島＝独島」 <https://youtu.be/kwTRZ5mtFc8>

・第4章「現代の竹島＝独島」 https://youtu.be/ovf7gch_CbY

5.【集会】「竹島の日」を考え直す会「日韓友好と領土問題」

～日・韓新政権の竹島＝独島問題と領土教育～

<http://www.kr-jp.net/sympo/s-recent/osk2026-02-28.pdf>

日時:2026年2月28日(土)13:30~16:00

会場:国労大阪会館1階第一ホール

大阪市北区錦町2-2 TEL 06(6354)0661

参加費:500円(会員は無料)

I. 報告

①前へ！前へ！もっと前へ「真実と共生」を！、趙吉夫

②日韓学术交流を進めるために、久保井規夫

II. 講演

「日・韓の竹島＝独島問題の現状と領土教育のあり方」、黒田伊彦

～韓国副読本「独島物語」・「独島知ってこそ守れる」と日本の教科書の「竹島」
記述批判

III. 質疑応答・意見交換他

主催:「竹島の日」を考え直す会 協賛:領土教育研究会

[E-mail] aphckuboi@ybb.ne.jp (@は小文字)

6. 【書籍】島根県『第5期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/kenkyuukai_houkokusho/final_report5.html

(1)竹島問題の総括(後篇)(下條正男)

下條は、韓国側が竹島領有の根拠とする『東国文献備考』分註が、申景濬の按語を基に「後世に改竄された」と主張し、朴炳渉・柳美林・内藤正中らの批判は文献読解の誤りに基づくと論証する。韓国側の独島研究は安龍福供述を無批判に採用し、地図解釈も誤っていると指摘し、外務省批判書の論理的欠陥を明らかにする。(引用<『東国輿地志』からの引用文が、分註とされる段階で原典とは異なった文言になっていれば、普通それを「改竄」という>

【コメント】

かつて、下條は論説「続・竹島問題考(下)」にて、小見出し「なぜ『東国文献備考』は『春官志』を改竄したのか」と題し、『東国文献備考』分註における「輿地志」の記述が『春官志』の「改ざん」であることを「証明」していた(『現代コリア』1997.6.)。しかし、かれは変説し、『春官志』を『東国輿地志』にすり替えている。これに限らず、かれは理由を示さない変説が多い。たとえば、太政官指令にいう「竹嶋外一島」の解釈は少なくとも4~5回は変説した。

約20年前、朴はそうした変説にも対応して反論していたが、下條の変説が重なるにつれ、今や定見のない「研究者」の論説にコメントするのを自然と敬遠するようにな

った。しかし、改ざん云々が外務省のパンフレットに取り入れられ、それを誇示しているようなので、ここに事実関係のみを記す。

改ざん説の対象は、官撰書『東国文献備考』分註、「輿地志に云う、鬱陵于山皆于山国の地。于山は則ち倭の所謂松島なり」という一節である。この原文には句読点がないが、ここでは下條の文章どおりに句読点を挿入している。この一節が、下條が根拠を示さずに原典とみる『東国輿地志』と「異なった文言」になっているのかどうかを検証する。

『東国輿地志』は、「于山島・鬱陵島・・・二島は県の正東海中にある・・・一説に于山・鬱陵本一島・・・于山国」と記す。これは、先の分註の前半部分「輿地志に云う鬱陵・于山はみな于山国の地」と表現は違うが、同じ趣旨を記している。この部分に改ざんはない。

一方、分註の後半部分「于山は則ち倭の所謂松島なり」は、『東国輿地志』にはない。これに関する説明は分註に続く本文に、「[安]龍福・・・いわく・・・[倭人のいう]松島はすなわち芋[于]山島・・・芋山もまた我が境地」と記された。

ここで分註の前半と後半の関係では、二つの見方ができる。ひとつは、①「輿地志に云う」の有効範囲を前半だけとする見方である(下條は、前半と後半をピリオドで区切っている)。この場合、後半は原典と比較する必要がなくなるので、改ざんはない。もうひとつは、②「輿地志に云う」の有効範囲が後半部分にも及ぶとする見方である。この場合、『東国文献備考』の編者は、本文に記した記事の結論を先取りして分註の後半に加えたことになる。

一方、「改ざん」の意味は<小学館デジタル大辞泉>によると、「文書などの字句を直すこと。特に、悪用するために、勝手に直すこと」とされる。下條のいう「改ざん」は後者の意味であろう。さて、②のように結論を先取りして、分註の後半に加えたことは、どうてい「悪用するために、勝手に直す」行為ではない。そうなると、結論は①でも②でも「改ざん」はなかったということになる。

次に、下條が問題にした安龍福の証言に移る。かれは安龍福に関する先行研究をあまり調査していないことを指摘しておこう。かれは、「韓国側の独島研究は安龍福供述を無批判に採用し」と述べたが、20年くらい前からは流れが変わっているのを知らないようである。韓国側の解釈が間違っているというのなら、次の17年前の論文は、どこが問題なのか指摘されたし。

朴炳渉「安龍福事件と鳥取藩」『北東アジア文化研究』29, 2009

<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-0903.pdf>

(2) SCAPIN-677 と外務省作成の英文説明資料について(藤井賢二)

SCAPIN-677は、総選挙準備のためにGHQ民政局が作成した日本国内行政区分の暫定措置であり、領土決定権を持つ文書ではない。竹島は「日本の範囲から除かれる地域」に分類されたが、朝鮮とは別項目で扱われ、韓国領を意味しない。新資料は、SCAPIN-677を竹島領有根拠とする韓国の主張が誤りであることを裏付ける。(引用)「SCAPIN-677は他国に対して発せられたものではない」

【コメント】

藤井は先行研究をよく調査せずに、SCAPIN-677は総選挙準備のためにGHQが作成したというが、これは二次的なものである。竹内猛『竹島＝独島問題：「固有の領土」論の歴史的検討』後編によれば、主目的は日本政府が朝鮮総督府官吏に対する指揮・命令権を行使した越権行為の再発防止が目的であって、これは第1項に記された趣旨から明白であると主張した。SCAPIN-677の第1項は、「日本国外の総ての地域に対し、又その地域にある政府役人、雇員その他総ての者に対して、政治上又は行政上の権力を行使すること、及、行使しようとすることは総て停止するよう日本帝国政府に指令する」と記した。ここに「総選挙」対策を意味する語句はまったくない。

(3)戦後日本と竹島問題—中川秀政氏の遺した資料による検討—(藤井賢二)

中川秀政が遺した多数の竹島関係資料をもとに、戦後日本の竹島問題対応を検証する。1951年のマッカーサーライン撤廃運動、平和条約をめぐる外務省との応酬、1953年の李承晩ラインへの反発、1960年代の日韓交渉での竹島共有論への島民の強い反対など、地域社会が竹島領有確保を求め続けた実態を明らかにする。(引用)「我々はこの失地回復を信頼すべき国の外交交渉にゆだね…」

(4)米軍政期～建国初期の韓国における「社会生活科」教育と「竹島／独島」(永島広紀)

米軍政期から建国初期の韓国では、日本統治期の教育制度を部分的に引き継ぎつつ、米国式の「社会生活科」が導入され、国史・地理・公民を統合した新カリキュラムが形成された。教科書編纂は混乱の中で進められたが、この時期に「独島」教育が初めて組み込まれ、戦前の地理教育との連続性を保ちながら、反日・民族意識形成の基盤となった。(引用)「社会生活科に再編せんとした一連の教育施策が模索されていた時代である」

(5)韓国社会科教育における竹島問題の取扱いについて(藤井賢二)

2008年以降、日本の学習指導要領が竹島への言及を強めたことに反発し、韓国は社会科教育課程を改訂して竹島(独島)教育を大幅に拡充した。小学校から高校ま

で、歴史・地理・公民・東アジア史にわたり「独島は固有領土」と教える内容が体系化され、歴史的根拠の提示、領土主権意識の育成、日本の主張への反論訓練まで含む一貫した教育体系が形成された。(引用)「独島が我が領土である根拠を正確に理解し…主権意識を確立する」

(6)地元新聞記事に記された李ライン拿捕・抑留の状況について(升田優)

島根県地方紙の悉皆調査をもとに、李承晩ライン下での拿捕・抑留被害の実態を分析した研究。1952～59年の報道から、少なくとも211人以上の島根県関係者が拿捕され、長期抑留や過酷な待遇を受けたことが判明。地域別の被害、船団の背景、補償要求の経緯、家族や乗組員の声を詳細に示し、従来不明だった被害全体像の解明に大きく寄与する。(引用)「少なくとも211人以上の乗組員が筆舌に尽くしがたい被害を受けていた」

【コメント】

島根県は竹島＝独島問題にしばしば李ラインにおける漁船の拿捕を持ちだすが、1965年の日韓国交正常化までに竹島＝独島付近で拿捕された漁船は1隻もない。竹島＝独島問題と漁船の拿捕はまったく無関係である。また、李ライン以外にも中国の華東ライン、ソ連のブルガーニンラインもあったが、これらは日本の略奪漁業・海賊漁法(朝日新聞)から自国の資源を守るための自救措置であり、200カイリEEZの先駆けである。詳細は下記の論文を参照。

朴炳渉「竹島＝独島漁業の歴史と誤解(2)」『北東アジア文化研究』34号、2011
<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/parkBS-1110.pdf>

(7)奥原碧雲旧蔵資料について(升田優)

奥原碧雲が残した未公開資料が、島根県立大学で新たに確認された。碧雲は明治期の竹島調査団に参加し『竹島及鬱陵島』を著した人物で、今回発見された切抜帖や書籍類には、当時の松陽新報記事を含む貴重な竹島関連史料が多数含まれる。これにより、明治期の竹島認識や調査団の実態を再検証できる重要な研究基盤が整った。(引用)「新たな貴重な資料を提供するものである」

【コメント】

奥原は上の著書で調査団は天候悪化のため鬱陵島へ避難したと記したが、これは虚偽である。「鬱陵島・竹島視察調査団」は最初から鬱陵島の調査も予定していた。鬱陵島での主目的は「農漁、およそ何戸くらい移住生活し得るべきか」であった。鬱陵島を侵略する意図が明白であった。詳細は下記論文参照。

- ・朴炳渉「明治時代の鬱陵島漁業と竹島＝独島問題(2)」『北東アジア文化研究』32号、2011、p.62、注113。
<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-1010.pdf>

・朴炳渉「近代期 獨島の 領有權問題」『獨島研究』12, 2012, p.183.
<http://www.kr-jp.net/ronbun/park/park-1206k.pdf>

【総合コメント】

池内敏は、『竹島問題とは何か』の序文にて、「日本でも韓国でも、史実から目をそらし、内輪受けはするが外へ出したらまるで通用しない水準の議論が繰り返されてきた。傍目には奇妙に映る論証も、同じ主張で固まった身内のあいだでは拍手喝采を浴びるから、さらに威勢のよい発言がなされ、その一方で、異論に対しては激烈で頑なな批判が繰り返されてきた。これでは「良い知恵」など得られようはずもない」と語った。ここにいう日本とは、特に島根県周辺を指すのであろう。

- 竹島＝独島問題ネットニュースのバックナンバーは下記で見られます。
(半月城通信) www.kr-jp.net/half-moon/mokuji.html#net_news